

処理施設等の維持管理の基準

第1 趣旨

この基準は、福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱(平成8年6月21日福井県告示第504号。以下「指導要綱」という。)第16条第2項の規定により、処理施設等の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに定める施設をいう。
- 2 最終処分場 政令第7条第14号に定める施設をいう。
- 3 その他の中間処理施設 第2の1に掲げる施設以外の施設であって、産業廃棄物の中間処理に係る施設をいう。
- 4 遮断型最終処分場 政令第7条第14号イに定める施設をいう。
- 5 安定型最終処分場 政令第7条第14号ロに定める施設をいう。
- 6 管理型最終処分場 政令第7条第14号ハに定める施設をいう。

第3 保管積替施設

保管積替施設に係る維持管理の基準は、政令第6条第1項第1号ハおよび第2号ロならびに規則第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8および第8条に定めるもののほか次のとおりとする。

- 1 囲い等
 - (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
 - (2) 作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。
- 2 表示等
 - (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
 - (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。
- 3 汚水の流出および悪臭の防止
 - (1) 産業廃棄物が雨水と接触し汚水が流出することのないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 保管積替場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、適切な措置を講ずること。
 - (3) 必要に応じて消臭剤の散布その他必要な措置を講じ、施設の外に悪臭が発散しないようにすること。
- 4 騒音、振動および粉じんの発生防止
産業廃棄物の運搬に使用する車両(以下「運搬車両」という。)または保管積替作業に使用する機械等により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。
- 5 衛生害虫等の発生防止
害虫等が発生するおそれがある場合には、防虫剤の散布等必要な措置が講じられるように準備して

おくこと。

6 火災の発生防止

- (1) 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

7 使用道路の安全確保等

- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

8 種類区分ごとの保管

保管または積替に当たっては、産業廃棄物の種類または性状の異なるものを混合しないこと。

9 保管期間

保管期間は、できるだけ短期間とすること。

10 記録およびその保存

- (1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5 年間保存すること。
- (2) 産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認について記録を作成し、5 年間保存すること。

11 搬入時の産業廃棄物の確認

- (1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。
- (2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。
- (3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。
- (4) 排出事業者の名称および搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

12 事故の防止

- (1) 事故の発生を防止するため、巡回監視および保守点検を実施すること。
- (2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

第4 中間処理施設

I 中間処理施設に係る共通の維持管理の基準は、規則第 12 条の 6 に定めるもののほか次のとおりとする。

1 囲い等

- (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
- (2) 作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

2 表示等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

3 汚水の流出および悪臭の防止

- (1) 産業廃棄物が雨水と接触し汚水が流出することのないよう必要な措置を講じること。
- (2) 中間処理場(中間処理施設またはその他の中間処理施設に係る土地をいう。以下同じ。)内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、適切な措置を講ずること。
- (3) 必要に応じて消臭剤の散布その他必要な措置を講じ、施設の外に悪臭が発散しないようにすること。

4 騒音、振動および粉じんの発生防止

運搬車両または中間処理作業に使用する機械等により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

5 衛生害虫等の発生防止

害虫等が発生するおそれがある場合には、防虫剤の散布等必要な措置が講じられるように準備しておくこと。

6 火災の発生防止

- (1) 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

7 使用道路の安全確保等

- (1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。
- (2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。
- (3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

8 記録およびその保存

- (1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5 年間保存すること。
- (2) 産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認について記録を作成し、5 年間保存すること。

9 搬入時の産業廃棄物の確認

- (1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。
- (2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。
- (3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。
- (4) 排出事業者の名称および搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

10 事故の防止

- (1) 事故の発生を防止するため、巡回監視および保守点検を実施すること。
- (2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

11 放流水の検査

- (1) 中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水について、別表第 1 に掲げる項目を、同表に示す検定方法により、1 年に 1 回以上行い、当該処理施設の設置場所を管轄する健康福祉センター所長(以下「健康福祉センター所長」という。)に、その結果を提出すること。

- (2) 水質検査の採水地点、項目および回数については、関係市町村および地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。
- (3) 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

12 排水処理施設の点検

中間処理施設等から発生する汚水を適正に処理できるよう、排水処理施設の定期的な点検を行うこと。

13 排ガスの検査

焼却施設等の煙突等から排出されるガスにより、生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に点検等を行うこと。

II 中間処理施設に係る個別の維持管理の基準は、規則第 12 条の 7 および第 4 の I の共通基準に定めるもののほか次のとおりとする。

1 汚泥の脱水施設

- (1) 脱水施設の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、脱水施設を停止し、混入異物および機械の摩耗状況について点検すること。
- (2) 脱水施設からのオーバーフローまたは漏出した汚水、汚泥からの分離液、ろ布等の洗浄水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

2 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。)

- (1) 乾燥施設の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、乾燥施設を停止し、混入異物および機械の摩耗状況について点検すること。
- (2) 乾燥施設からのオーバーフローまたは漏出した汚水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

3 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設に限る。)

天日乾燥床から乾燥後の汚泥を移動させたときに、当該乾燥床底面を洗浄し、亀裂がないことを点検すること。なお、異常が認められた場合には、速やかに改善措置を講ずること。また、天日乾燥床の洗浄水は、集水し適正に排水処理すること。

4 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物およびその他の産業廃棄物の焼却施設

- (1) 次のことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

ア 主要燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないこと。

イ 廃油の焼却施設においては、槽構造の受入れ設備および受入れ設備の周囲に設けられた流出防止堤に亀裂および損傷がないこと。

- (2) 排ガス洗浄用として用いる水酸化ナトリウム等の溶液については、水素イオン濃度を点検し、適切に保たれていることを確認すること。

5 廃油の油水分離施設

- (1) 油水分離槽からオーバーフローまたは漏出した汚水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。
- (2) 廃油の供給は、少量ずつ適度に調節しながら適正に行うこと。
- (3) 次のことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を

講ずること。

ア 油水分離槽に亀裂がないこと。

イ 放流水に油膜が認められないこと。

6 廃酸または廃アルカリの中和施設

(1) 中和施設からオーバーフローまたは漏出した汚水および床もしくは地盤面の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

(2) 受入設備および中和槽は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを常に点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うように配慮すること。

(3) 中和反応に伴い有毒なガスおよび悪臭発生しないよう、あらかじめ試験を実施すること。

7 政令別表第3の3に掲げる物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

(1) 漏出した保有水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

(2) 汚泥の処理に当たっては、含水率を一定にするため、必要に応じて、あらかじめ乾燥すること。

8 汚泥、廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

(1) 高温熱分解方式施設

ア 漏出した保有水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

イ 受入設備、熱分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。

ウ 高温熱分解室の構築材質が劣化し、または損傷していないことを常に点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

(2) 酸化分解方式施設

ア 酸化分解槽からオーバーフローまたは漏出した汚水および床もしくは地盤面の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

イ 受入設備および酸化分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。

ウ 酸化分解によって有毒なガスおよび悪臭が発生しないよう、あらかじめ試験を実施するとともに、生じたガスおよび悪臭により、周辺の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。

第5 その他の中間処理施設

その他の中間処理施設に係る共通の維持管理の基準は、次のとおりとする。

1 囲い等

(1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。

(2) 作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

2 表示等

(1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

(2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

3 汚水の流出および悪臭の防止

- (1) 産業廃棄物が雨水と接触し汚水が流出することのないよう必要な措置を講じること。
- (2) 中間処理場内へ外部からの雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、適切な措置を講ずること。
- (3) 必要に応じて消臭剤の散布その他必要な措置を講じ、施設の外に悪臭が発散しないようにすること。
- 4 騒音、振動および粉じんの発生防止
運搬車両または中間処理作業に使用する機械等により、周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。
- 5 衛生害虫等の発生防止
害虫等が発生するおそれがある場合には、防虫剤の散布等必要な措置が講じられるように準備しておくこと。
- 6 火災の発生防止
(1) 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
(2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。
- 7 使用道路の安全確保等
(1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。
(2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。
(3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。
- 8 記録およびその保存
(1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5 年間保存すること。
(2) 産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認について記録を作成し、5 年間保存すること。
- 9 搬入時の産業廃棄物の確認
(1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。
(2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。
(3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。
(4) 排出事業者の名称および搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。
- 10 事故の防止
(1) 事故の発生を防止するため、巡回監視および保守点検を実施すること。
(2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。
- 11 放流水の検査
(1) その他の中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水について、別表第 1 に掲げる項目を、同表に示す検定方法により、1 年に 1 回以上行い、管轄健康福祉センター所長に、その結果を提出すること。
(2) 水質検査の採水地点、項目および回数については、関係市町村および地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

- (3) 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

12 排水処理施設の点検

その他の中間処理施設等から発生する汚水を適正に処理できるよう、排水処理施設の定期的な点検を行うこと。

第6 最終処分場

I 最終処分場に係る共通の維持管理の基準は、最終処分基準省令に定めるもののほか次のとおりとする。

1 囲い等

- (1) 囲いが破損した場合は、速やかに補修すること。
- (2) 作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

2 表示等

- (1) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 立札その他の設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

3 最終処分場を表示する区域杭等

埋立区域を表示する区域杭は、常に明確にしておくこと。

4 悪臭の防止

最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要に応じて消臭剤の散布、その他必要な措置を講ずること。

5 火災の発生防止

- (1) 火災の発生を防止するため、消火器等の設備を設置するとともに、消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。
- (2) 管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

6 騒音、振動および粉じんの発生防止

運搬車両および埋立作業に使用する機械等により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

7 開渠等

埋立地の周囲の地表水が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂等の除去その他の措置を講じること。

8 擁壁等の保全

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を月 1 回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

9 法面の保護

- (1) 法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。
- (2) 法面の小段排水溝および縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講じること。

10 埋立地の管理

- (1) 中間覆土が支障なく行えるよう産業廃棄物の搬入を計画的に行うこと。

(2) 中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

11 使用道路の安全確保等

(1) 使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行を保ち、できる限り通学時間帯を避けて走行すること。

(2) 使用道路が道路事情その他の理由によって交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、交通の安全の確保を図ること。

(3) 使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

12 処分能力に見合った埋立処分

搬入された産業廃棄物は、原則として、その日のうちに埋立処分を行うこと。

13 記録およびその保存

(1) 施設の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置について記録を作成し、5 年間保存すること。

(2) 産業廃棄物の搬入の確認、産業廃棄物の種類および量の確認について記録を作成し、5 年間保存すること。

(3) (1)および(2)の書類等は、求められたときに速やかに提示できるよう管理事務所等に常に備えておくこと。

14 搬入時の産業廃棄物の確認

搬入された産業廃棄物について、埋立処分できる品目以外の物の混入の防止および排出事業者の確認のため、次により管理すること。

(1) 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認すること。

(2) 取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、場内から速やかに除去すること。

(3) 取り扱える品目以外の廃棄物が混入して搬入されないように、排出事業者および収集運搬業者との連絡を密にして、その管理体制を確立しておくこと。

(4) 排出事業者の名称および搬入される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これらが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

15 作業時間

時間を定めて作業を行うこととし、原則として作業時間外には、埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

16 事故の防止

(1) 事故の発生を防止するため、巡回監視および保守点検を実施すること。

(2) 台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

II 最終処分場の個別基準

最終処分場に係る個別の維持管理の基準は、最終処分基準省令および第 6 の I の共通基準に定めるもののほか次のとおりとする。

1 遮断型最終処分場

(1) 外周仕切設備および内部仕切設備を月 1 回以上点検し、これらの損壊または埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止するとともに、これらを防止するために必要な措置を講じること。

(2) 埋立処分に当たっては、外周仕切設備および内部仕切設備を損傷しないように留意すること。

(3) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質観測井戸における地下水について、別表第 3 に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により 6 か月に 1 回以上(電気伝導率または塩化物イオン濃度にあつては 1 か月に 1 回以上)行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも 1 回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

イ 水質検査の採水地点、項目および回数については、関係市町村および地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

ウ 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

2 安定型最終処分場

(1) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質観測井戸における地下水について、別表第 3 に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により 1 年に 1 回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも 1 回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

イ 浸透水について別表第 3 に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により 1 年に 1 回以上(生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量にあつては 1 か月に 1 回以上)行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

ウ 水質検査の採水地点、項目および回数については、関係市町村および地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

エ 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

3 管理型最終処分場

(1) 遮水工の管理

ア シートによる遮水工を行った処分場は、産業廃棄物、埋立用機材等により、シートを破損しないように埋立てること。

イ 遮水工を月 1 回以上点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じること。

(2) 浸出水処理施設の管理

ア 放流水について、別表第 2 に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検定方法により 6 か月に 1 回以上(水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量および窒素含有量にあつては 1 か月に 1 回以上)行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

イ 水質検査の採水地点、項目および回数については、関係市町村および地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

ウ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の

上、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

(3) 地下水の水質検査

ア 地下水の水質観測井戸における地下水について、別表第 3 に掲げる項目の水質検査を、同表に示す検査方法により 1 年に 1 回以上(電気伝導率または塩化物イオン濃度にあつては 1 か月に 1 回以上)行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも 1 回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

イ 水質検査の採水地点、項目および回数については、関係市町村および地域住民等と締結している生活環境の保全に関する協定等に別に定めがある場合には、それによること。

ウ 水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

(4) 湧水の管理

湧水対策のための集排水設備が施されている場合には、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合には、水質分析等を行い、その原因究明を行い、および改善措置を講ずること。

(5) ガス抜き設備について

ガス抜き設備を年 1 回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除するよう管理すること。

附 則

1 施行期日

この基準は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

2 経過措置

- (1) この基準の施行の際現に設置されている処理施設等については、この基準は適用しないものとする。
- (2) この基準の施行の際現に産業廃棄物に関する事務処理要領に基づく事前審査願を提出している事業者等の当該事前審査願に係る処理施設等については、この基準は適用しないものとする。
- (3) この基準の施行の際現に法第 14 条第 4 項、第 14 条の 4 第 4 項および 15 条第 11 項に基づく許可申請書を提出している事業者等の当該許可申請に係る処理施設等については、この基準は適用しないものとする。

附 則

この基準は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第4のIの11の(1)および第5の11の(1)関係)

[中間処理施設およびその他の中間処理施設の放流水の検査項目]

項 目		許 容 限 度	検査回数
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	1 年 に 1 回 以 上
2	シアン化合物	1 mg/L 以下	
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L 以下	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
5	六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
25	ほう素及びその化合物 (海域以外に排出) 〃 (海域に排出)	10 mg/L 以下 230 mg/L 以下	
26	ふっ素及びその化合物 (海域以外に排出) 〃 (海域に排出)	8 mg/L 以下 15 mg/L 以下	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100 mg/L 以下	
28	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
29	水素イオン濃度 (海域以外に排出) 〃 (海域に排出)	5.8 以上 8.6 以下 5.0 以上 9.0 以下	
30	生物化学的酸素要求量[BOD]	60 mg/L 以下	

項 目		許 容 限 度		検査回数
31	化学的酸素要求量[COD]	90	mg/L 以下	1 年 に 1 回 以 上
32	浮遊物質[SS]	60	mg/L 以下	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	mg/L 以下	
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	mg/L 以下	
35	フェノール類含有量	5	mg/L 以下	
36	銅含有量	3	mg/L 以下	
37	亜鉛含有量	2	mg/L 以下	
38	溶解性鉄含有量	10	mg/L 以下	
39	溶解性マンガン含有量	10	mg/L 以下	
40	クロム含有量	2	mg/L 以下	
41	大腸菌数 日間平均	800	CFU/mL 以下	
42	窒素含有量 (日間平均)	120(60)	mg/L 以下	
43	リン含有量 (日間平均)	16(8)	mg/L 以下	

(注)1 検定方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 46 年環境庁告示第 64 号)によることを原則とする。

2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用する。

3 化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼に排出される排水に限って適用する。

4 窒素含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域およびこれらに流入する公共用水域に限って適用する。

適用水域：北潟湖、広野ダム貯水池、三方五湖(日向湖を除く。)、敦賀湾、矢代湾、世久見湾、小浜湾、内浦湾

5 リン含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域およびこれらに流入する公共用水域に限って適用する。

適用水域：北潟湖、武周湖ダム貯水池(武周ヶ池)、笹生川ダム貯水池(笹生川貯水池)、真名川ダム貯水池、九頭竜ダム貯水池(九頭竜湖)、山原ダム貯水池、龍ヶ鼻ダム貯水池(龍ヶ鼻湖)、広野ダム貯水池、三方五湖(日向湖を除く。)、敦賀湾、矢代湾、世久見湾、小浜湾、内浦湾

別表第2(第6のⅡの3の(2)関係)

[管理型最終処分場の放流水の検査項目]

項 目		許 容 限 度	検査回数
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	6 か 月 に 1 回 以 上
2	シアン化合物	1 mg/L 以下	
3	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	1 mg/L 以下	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
5	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
15	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
20	チウラム	0.06 mg/L 以下	
21	シマジン	0.03 mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
25	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
26	ほう素及びその化合物 (海域以外に排出) 〃 (海域に排出)	50 mg/L 以下 230 mg/L 以下	
27	ふっ素及びその化合物 (海域以外に排出) 〃 (海域に排出)	15 mg/L 以下 15 mg/L 以下	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	200 mg/L 以下	
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L 以下	
30	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L 以下	

項 目		許 容 限 度	検査回数
31	フェノール類含有量	5 mg/L 以下	6 か月に 1 回以上
32	銅含有量	3 mg/L 以下	
33	亜鉛含有量	2 mg/L 以下	
34	溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下	
35	溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下	
36	クロム含有量	2 mg/L 以下	
37	大腸菌数 日間平均	800 CFU/mL 以下	
38	磷含有量 (日間平均)	16(8) mg/L 以下	1 か月に 1 回以上
39	水素イオン濃度 (海域以外に排出) " (海域に排出)	5.8 以上 8.6 以下 5.0 以上 9.0 以下	
40	生物化学的酸素要求量[BOD]	60 mg/L 以下	
41	化学的酸素要求量[COD]	90 mg/L 以下	
42	浮遊物質[SS]	60 mg/L 以下	
43	窒素含有量 (日間平均)	120(60) mg/L 以下	

(注)1 検定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成 10 年環境庁・厚生省告示第 1 号)による。

2 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

3 化学的酸素要求量についての排水基準は、海域および湖沼に排出される排出水に限って適用する。

4 窒素含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域およびこれらに流入する公共用水域に限って適用する。

適用水域：北潟湖、広野ダム貯水池、三方五湖(日向湖を除く。)、敦賀湾、矢代湾、世久見湾、小浜湾、内浦湾

5 磷含有量についての排水基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域およびこれらに流入する公共用水域に限って適用する。

適用水域：北潟湖、武周湖ダム貯水池(武周ヶ池)、笹生川ダム貯水池(笹生川貯水池)、真名川ダム貯水池、九頭竜ダム貯水池(九頭竜湖)、山原ダム貯水池、龍ヶ鼻ダム貯水池(龍ヶ鼻湖)、広野ダム貯水池、三方五湖(日向湖を除く。)、敦賀湾、矢代湾、世久見湾、小浜湾、内浦湾

別表第3(第6のⅡの1の(3)のア、2の(1)のアおよびイならびに3の(3)のア関係)

[遮断型最終処分場の地下水、安定型最終処分場の地下水および浸透水ならびに管理型最終処分場の地下水の
検査項目]

項 目		許 容 限 度	検査回数
1	アルキル水銀	検出されないこと	1 年 に 1 回 以 上 (し ゃ 断 型 最 終 処 分 場 に あ つ て は 6 か 月 に 1 回 以 上)
2	総水銀	0.0005 mg/L 以下	
3	カドミウム	0.003 mg/L 以下	
4	鉛	0.01 mg/L 以下	
5	六価クロム	0.05 mg/L 以下	
6	砒素	0.01 mg/L 以下	
7	全シアン	検出されないこと	
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
11	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
12	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
15	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
19	チウラム	0.006 mg/L 以下	
20	シマジン	0.003 mg/L 以下	
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
23	セレン	0.01 mg/L 以下	
24	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
25	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	
26	電気伝導率	—	1 1 回 か 月 以 上
27	塩化物イオン濃度	—	
28	生物化学的酸素要求量[BOD]	20 mg/L 以下	
29	化学的酸素要求量[COD]	40 mg/L 以下	

(注)1 検定方法は、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」(平成10年環境庁・厚生省告示第1号)による。

- 2 電気伝導率および塩化物イオン濃度は、遮断型最終処分場の地下水および管理型最終処分場の地下水に限って適用し、電気伝導率または塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量は、安定型最終処分場の浸透水に限って適用し、生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。